



長良川9.12豪雨災害

令和8年7月24日
国土交通省中部地方整備局
木曽川上流河川事務所

河川の伐採樹木を活用しませんか！

～ 河川法第25条を適用した公募型伐採樹木採取の試行 ～

木曽川上流河川事務所では、河道内の樹木を採取することを希望する事業者等（企業・団体等）を公募し、河川法第25条の採取の許可による河道内の樹木採取の取り組みを試行しております。

本取り組みは伐採樹木の処理コスト縮減を図るための試行で、令和7年度は3事業者にご協力いただいております。昨年度は約3300トンの伐採樹木を製紙原料、バイオマス燃料等に再利用していただくことができました。

令和8年度につきましても、コスト縮減及び持続可能な社会の実現ため、みなさまのご協力をお待ちしております。

1. 公募期間 令和8年7月24日（金） ～ 令和8年8月28日（金）
2. 採取時期 令和8年10月 ～ 令和9年3月（予定）
3. 採取場所 木曽川上流河川事務所管内
4. 添付資料 公募概要（その他資料については下記URLを参照ください）
木曽川上流河川事務所HP 公募型樹木採取：
https://www.cbr.mlit.go.jp/kisojyo/jumoku_koubo/
5. 配布先 岐阜県政記者クラブ、一宮日刊記者会、日刊木材新聞



問合せ先 国土交通省 中部地方整備局 木曽川上流河川事務所 管理課
〒500-8801 岐阜県岐阜市忠節町五丁目一番地
電話：058-251-1325（直通）
副所長 富安 輝正 管理課長 大友 逸斗